

【重要】太陽光発電設備（50kW 未満）の平成 27 年度調達価格適用に関するご案内

1 調達価格の適用条件と技術検討に要する期間

平成 27 年度の調達価格を適用するためには、国の設備認定を取得のうえ、平成 28 年 3 月 31 日までに当社と接続契約を締結する必要があります。

接続契約は、お客さまからの電力販売申込みに対して技術検討を実施し、弊社が承諾の意思表示を行ったときに成立いたしますが、技術検討には一定期間^{*}を要するため、電力販売申込みの時期（後述「2 電力販売申込みのご提出時期」参照）にご留意ください。

※低圧連系の場合は「1 ヶ月以内」に技術検討結果を回答するよう行っておりますが、電力販売申込みの提出状況、発電設備の設置場所における系統状況等により技術検討に通常よりも期間を要する場合がございます。

2 電力販売申込みのご提出時期

平成 27 年度の調達価格の適用を希望される場合、平成 28 年 2 月末日までにインターネットまたは、弊社窓口での申込みのいずれかの方法により申込書類をご提出ください。

なお、平成 28 年 2 月末日までにご提出いただいても、技術検討等によって、3 月末までに契約締結に至らない場合もございますので、事業内容の確定後、すみやかにお申込みいただきますようお願いいたします。

3 注意事項

（1）申込書類について

ご提出いただいた申込書類において、記入漏れや提出書類の不足等により受付を行えない場合は、お客さまに書類一式を返却いたします。技術検討等の手続きは、申込書類が整った後に開始いたしますので、申込書類ご提出の際は、不備がないよう事前にご確認をお願いいたします。

なお、平成 28 年 3 月末までの申込みに限り、「設備認定通知書」の提出がない場合であっても、平成 28 年 1 月 29 日までに申請手続きを行ったことがわかる書類（設備認定申請画面の写し）をご提出いただければ、申込み手続きを進めさせていただきますが、この場合であっても、平成 28 年 3 月末までに「設備認定通知書」のご提出がないと接続契約の締結はできかねるためご注意ください。

（2）設備認定の内容を変更する場合について

「電力受給契約の締結」後に国の設備認定の内容を変更する場合等においては、調達価格が変更となる場合がございますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社窓口までお問い合わせ下さい。

以 上